

4 今後のスケジュール (予定)

項目	11月配分	12月配分	1月配分	2月配分	3月配分	4月配分	5月配分
市町村へ提出	9月上旬頃	10月上旬頃	11月上旬頃	12月上旬頃	1月上旬頃	2月上旬頃	3月上旬頃
利用権設定日	令和4年 11月30日	令和4年 12月31日	令和5年 1月31日	令和5年 2月28日	令和5年 3月31日	令和5年 4月30日	令和5年 5月31日

注1)書類提出期限は、市町村担当課に早めに確認してください。

注2)上記以外の配分月を希望される場合は、相談窓口にご相談ください。

県内の相談窓口 ~お近くの相談窓口をご利用ください~

- 【事務関係】 公益社団法人富山県農林水産公社農地中間管理部 TEL 076-441-7395 (富山県農地中間管理機構)
- 【補助金関係】 富山県農林水産部農業経営課経営体支援係 TEL 076-444-3266

市町村名	担当課名 (電話番号)	関係機関 (電話番号)
富山市	農政企画課 (076-443-2081)	富山市担い手育成総合支援協議会 (076-443-2081)
高岡市	農業水産課 (0766-20-1308)	高岡地域担い手育成総合支援協議会 (0766-20-1308)
魚津市	農林水産課 (0765-23-1032)	魚津市農業再生協議会 (0765-23-1032)
氷見市	農林畜産課 (0766-74-8086)	氷見市担い手育成支援協議会 (0766-74-8086)
滑川市	農林課 (076-475-2111)	滑川市担い手育成総合支援協議会 (076-475-2111) 公益財団法人 滑川市農業公社 (076-476-0285)
黒部市	農業水産課 (0765-54-2603)	黒部市農業再生協議会 (0765-54-2603)
砺波市	農業振興課 (0763-33-1427)	砺波市農業再生協議会 (0763-33-1427)
小矢部市	農林課 (0766-67-1760) (内線 421)	小矢部市担い手育成総合支援協議会 (0766-67-1760 内線 421)
南砺市	農政課 (0763-23-2016)	南砺市農業再生協議会 (0763-23-2016)
射水市	農林水産課 (0766-51-6677)	射水市農業再生協議会 (0766-51-6678)
舟橋村	生活環境課 (076-464-1121) (内線 45)	舟橋村地域担い手育成総合支援協議会 (076-464-1121 内線 45)
上市町	産業課 (076-472-1111) (内線 322)	上市町担い手育成総合支援協議会 (076-472-1111 内線 322)
立山町	農業委員会事務局 (076-462-9972)	立山町地域担い手育成総合支援協議会 (076-462-9972)
入善町	がんばる農政課 (0765-72-3821)	公益財団法人 入善町農業公社 (0765-74-9370)
朝日町	農林水産課 (0765-83-1100)	みな穂農業協同組合 あさひ支店経済課 (0765-83-3212)

農地を貸したい方

農地を借りたい方

農地中間管理事業を 活用しませんか!

農地中間管理事業はこんな仕組みです!

農地中間管理事業は、法律に基づき農地中間管理機構(富山県では、公益社団法人富山県農林水産公社)が農業経営の規模縮小やリタイアされる意向の農家から、農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を考えている担い手農家に貸し付ける制度です。

出し手のメリット

- ◆ 農地中間管理機構が責任をもって農地を預かるので安心
- ◆ 賃料は、機構から出し手の口座へ確実に振り込まれるので安心
- ◆ 認定農業者等の担い手が耕作するので安心
- ◆ 契約期間が終わったら農地をお返しするので安心
また引き続き貸し付けることもできます

農業をリタイアして
農地を貸したいけど...

相続した農地を
貸したい...

詳しくは、後記の相談窓口(裏面)へ



「人・農地プラン」
地域の話し合い

機構が借入れ

市町村・農業委員会
農協等

農地中間管理機構
(公益社団法人 富山県農林水産公社)

業務委託・
連携

担い手へ貸付け

経営規模を
拡大したい!

担い手(受け手)のメリット

- ◆ 長期の農地借り入れで安定した営農が可能
- ◆ 賃料の支払いは、機構ひとつにまとまり便利
- ◆ 農地の集約化で、農作業の効率化が可能

借受希望者は、
相談窓口(裏面)まで
お問合せください

令和4年度 地域・農地の出し手への支援

1 機構集積協力金の概要

対象は農業振興地域内の農地に限ります！

【地域タイプ】

①地域集積協力金と②集約化奨励金は、同一年度に重複して交付を受けることもできます。

①地域集積協力金 (集積を図る地域へ支援)

交付要件

- 「人・農地プラン」の策定地域で、交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること
- 対象期間(令和4年3月から令和5年2月末)までに、出し手から機構に貸し付けられた農地(集積公告)であること(1a未満切捨)

交付対象面積・単価

区分	機構の活用率(累積)		交付単価 (農作業委託)
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
区分5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

■交付対象面積
・貸付面積(6年以上)
・農作業委託面積
(基幹3作業以上を10年以上)
※農作業委託を活用する場合は、
予め市町村又は県社にご相談ください

■機構の活用率(累積)
機構への貸付総面積+農作業委託面積
地域の農地面積

注1 中山間地域とは、農林統計上の中間農業地域又は山間農業地域であり、中山間地農業ルネッサンス事業の実施地域。
注2 機構への貸付期間が6年未満は交付対象外であるが、機構の活用率には算入可。
注3 過去に交付を受けた地域で再度申請する場合には、前回の交付単価区分より上の区分で取り組む場合に対象。

②集約化奨励金 (集約化を図る地域へ支援)

交付要件

「人・農地プラン」の策定地域で、以下①、②のいずれかを翌々年度までに満たすこと。

- ①地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上(中山間地域及び樹園地0.5ha以上)の団地面積の割合が10%以上増加すること
- ②既に同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、同一の耕作者の1団地の平均面積が、目標年度までに1.5倍以上となること

交付対象面積・単価

区分	地域団地面積の割合	地域の1団地の平均面積	交付単価(農作業委託)
区分1	10%以上増加		1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	20%以上増加	(又は)1.5倍以上増加	3.0万円/10a (1.5万円/10a)

■交付対象面積
新たに団地化(増加)した面積
・転貸面積
・農作業委託面積
(基幹3作業以上)
※農作業委託を活用する場合は、
予め市町村又は県社にご相談ください

注1 過去に地域集積協力金(集約化タイプ)の交付を受けた農地は対象外。

【個人タイプ】経営転換協力金(農地所有者個人へ支援)

交付要件

全ての自作地(10a未満の自作地を除く)、または廃止する農業部門(例:土地利用型作物、露地野菜等)の作物を栽培する自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ、機構から担い手に貸し付けられていること。
(注:自己都合で解約した場合は補助金返還の場合あり)

令和4年1月から令和4年12月末までに、機構から担い手に貸し付けられたものが対象

交付単価等

※令和4・5年度は、地域集積協力金又は集約化奨励金と一体的に取り組む場合のみ交付されます。

交付対象者	交付単価(令和4・5年度)	上限額
経営転換する農業者 リタイアする農業者 農地の相続人	1.0万円/10a	25万円/戸

機構集積協力金の交付を希望される場合は、早めに裏面の相談窓口等にご相談ください

2 農地中間管理機構に貸し付けた農地の固定資産税軽減措置

(ただし、農業振興地域内の農地に限ります)

対象者

- 所有する全ての農地(10a未満の自作地を除く)を、新たにまとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者

軽減措置

- 新たに機構に貸し付けた農地に係る固定資産税を以下の期間中は1/2に軽減(所有者が機構から借り受けた自己所有地を除く)
- 設定期間が10年以上15年未満⇒3年間
- 設定期間が15年以上⇒5年間

実施時期

- 令和4年1月2日～令和5年1月1日までに機構に貸し付けた場合には、令和5年度に納付する固定資産税から適用
- 軽減措置の適用期限は、令和6年3月31日の貸し付けまで

3 Q&A もっと、いろいろ教えて!

Q1 どんな農地でも、借り受けてもらえるのですか?

A 農地中間管理機構では、市街化区域を除く地域の農地が借り受けの対象となっています。なお、機構が借り受ける農地の基準は、次のとおりです。

- ①地域の農地の集積・集約化が進むこと
- ②再生不能と判定された荒廃農地でないこと
- ③形状等から利用が著しく困難な農地でないこと
- ④貸し付け可能性が著しく低い農地でないこと
- ⑤賃料が適切と判断されること

Q2 機構が借り受けた農地の貸付先は、どのようにして決めるのですか?

A 地域ごとに作成されている「人・農地プラン」を踏まえ、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように貸し付けることとしており、各市町村が作成した農地の配分案に基づき知事の認可を受け貸し付けます。

Q3 農地の賃料は、いつ頃、徴収したり、支払われたりしますか?

A 機構が借り受け、貸し付けた農地の賃料は、11月に徴収・支払することとしています。令和4年度の場合は、具体的には、
①担い手からの賃料の徴収は11月10日に、②出し手への賃料の支払は11月30日に行います。なお、相続等で金融口座を変更された場合は、口座変更届の提出をお願いします。

Q4 機構に農地を貸し付けた場合、土地改良区の賦課金の負担者はどうなるのでしょうか?

A 土地改良区の賦課金は、農地の所有者もしくは耕作者のいずれかに負担していただくこととなります。機構と農地の賃貸契約にあたっては、賦課金の負担者(所有者か耕作者)を明確にさせていただくこととしています。わからない点は、お気軽にご相談ください。

Q5 基盤整備事業計画途中・実施途中の場合も、機構に貸し付けることはできますか?

A 基盤整備計画段階・実施段階の場合でも、機構を活用することができます。あらかじめご相談ください。